公立豊岡病院研修登録医受入れ要綱

（平成 30 年３月１日制定）

（趣旨）

第１条　この要綱は、医師及び歯科医師の生涯学習に資するとともに、公立豊岡病院(以下「病院」という。)と地域の診療所、病院等との連携を促進し、地域医療の発展に寄与することを目的として、病院における研修登録医の受入れについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において「研修登録医」とは、第４条の規定による許可を受け病院において医療に関する研修を行う者をいう。

２　研修登録医となることのできる者は、医師法第 16 条の２第１項に規定する医師臨床研修を修了した者又は歯科医師法第 16 条の２第１項に規定する歯科医師臨床研修を修了した者とする。

（申請）

第３条　研修登録医の許可を受けようとする者は、次の書類をもって、豊岡病院病院長（以下「病院長」という。)に申請するものとする。

(1)　研修登録医受入許可申請書(様式第１号)
(2)　所属する病院の許可書（様式第２号）
(3)　誓約書(様式第３号)
(4)　医師免許証又は歯科医師免許証の写し
(5)　医師臨床研修修了登録証又は歯科医師臨床研修修了登録証の写し
(6)　保険医登録票の写し
(7)　感染症抗体検査・ワクチン接種歴申告書（様式第４号）
(8)　研修登録医が加入する医師賠償保険証券又は歯科医師賠償保険証券の写し

２　前項の申請は、研修開始の日の１か月前までに行うものとする。

（許可）

第４条　病院長は、前条の申請があった場合において、その申請内容が適当であり、病院の診療業務に支障がないと認めたときは、当該診療科部長の同意を得て、期間を定めてその受入れを許可することができる。

（登録）

第５条　病院長は、前条の規定により受入れを許可したときは、指導医を定め、様式第５号の研修登録医台帳に登録し、様式第６号の研修登録医登録証を交付するものとする。

（受入れ期間）

第６条　研修登録医の受入れ期間は、１年以内とする。ただし、事業年度を越えて受け入れることはできない。

（受入れ期間の更新）

第７条　病院長は、研修登録医が受入れ期間の更新を申請したときは、当該診療科部長の同意を得て、これを許可することができる。

２　前項の申請は、研修期間満了の日の１か月前までに、様式第７号の申請書により行うものとする。

（研修料）

第８条　研修登録医の研修料は、無償とする。

（研修登録医の辞退）

第９条　研修登録医は、研修登録医を辞退しようとするときは、当該診療科部長を経て、病院長等に文書にて願い出なければならない。

（規則の遵守）

第 10 条　研修登録医は、病院が定める諸規則を遵守しなければならない。

（受入れ許可の取消し）

第 11 条　研修登録医が前条の規定に違反し、又は研修登録医としてふさわしくない行為があったときは、病院長等は研修登録医の受入れの許可を取り消すことができる。

（診療及び研究への参加等）

第 12 条　研修登録医は、当該診療科部長の監督を受け、指導医の指導の下に、病棟回診、症例検討会その他の研究会に参加することができる。

２　研修登録医は、当該診療科部長の監督を受け、指導医の実地指導の下に、患者の診療に参加することができる。

３　研修登録医は、病院の図書室を利用することができる。

（診療報酬の帰属）

第 13 条　研修登録医が診療に参加することにより生じたすべての診療報酬は、病院に帰属する。

（損害賠償等）

第 14 条　研修登録医は、本人の故意又は過失により、医療過誤を生じさせた場合又は施設、設備等を損傷させた場合は、法令の定めるところにより損害賠償等の責任を負うものとする。

２　研修登録医は、医師賠償保険又は歯科医師賠償保険に加入しなければならない。

（事務）

第 15 条　研修登録医の受入れに関する事務は、教育研修課において処理する。

（雑則）

第 16 条　この要綱に定めるもののほか、研修登録医の受入れに関し必要な事項は、病院長が定める。

附　則

この要綱は、平成 30 年３月１日から施行する。